

## タナベ労務管理事務所

【栃木】

所長

# 田邊 勇輝



社会保険労務士法が昭和43年に誕生し、38年が経過した。人間に例えるなら、青年の域を脱し始める時期ではなからうか。しかしながら、特定社会保険労務士制度の創設などの現状を見ると、社労士制度が果たして本当に成

# 社労士プラガ

熟した制度になる方向に進んでいるのか甚だ疑問である。

社労士は行政手続業務を主としてできた制度であり、その専門性により行政との円滑な手続きを行うことを目的としている。出発点は行政手続関係であり、今後も社労士の業務は1号2号業務である行政手続が主であることに変わりはない。それゆえ、社労士は労働基準監督署、社会保険事務所、公共職業安定所という3つの役所にかかわる業務を行っている。

しかし、聞くところ、社労士が行政協力という名で、本来行政が行うべき仕事の下請けを囂々として行っているという事実がある。幸い栃木県は、そのような行政協力はなし、行ったこともない。社労士の職責には、社労士

## 社会の期待と信頼に応える

法第1条の2に「常に品位を保持すること」とある。社労士法コメントから引用するが「社会保険労務士に寄せられている社会の期待と信頼にふさわしい身の処し方をすることが社会保険労務士に対する社会的な評価を高め」とある。このような行政の下請けをしていて、社会の期待と信頼に応えられるのかを考える必要があり、行政協力と下請けとを履き違えているのではないかと思う。

そして、同法には「業務に関する法令及び実務に精通すること」とも規定されている。業務に関する法令とは、労働・社会保険関係法令にとどまらず、憲法、民法、各訴訟法、行政法、国税徴収法など多岐に渡り、業務に関する実務とは労働・社会保険に関

する実務だけでなく、社会的一般常識、幅広い見識、知恵、経験も含め総合的に判断できる実務のことと思う。言葉では簡単だが、法第1条の2は、社労士として忘れてならない職責であり、業務へのスタンスである。私自身は、顧客の求める声に応えていくためにも、この職責を念頭に業務に取り組む所存である。そこで「特定社労士で業務は拡大するのか」、「下請的発想で仕事が取れるのか」。私自身の答えは否である。最後に私は良き先輩方に恵まれ、特に栃木県の小野幸夫先生におかれては開業塾で多大なご指導をいただき、社労士としてのスタンスを教授いただいた。社労士人生でよき先輩方に巡り会えたことを感謝したいと思います。